○奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月21日本部訓令第10号）

［沿革］　昭和50年２月本部訓令第１号、55年３月第１号、８月第12号、58年４月第５号、59年12月第11号、61年12月第11号、62年３月第８号、平成元年５月第６号、４年５月第15号、８年11月第19号、10年２月第４号、５月第12号、11年２月第１号、13年３月第４号、17年８月第13号、26年２月第８号、30年12月第16号、31年４月第13号、４年３月第４号改正

奈良県警察表彰取扱規程（昭和30年３月奈良県警察本部訓令第５号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　表彰の種類等
第１節　本部長表彰（第２条―第７条）
第２節　部長及び所属長の表彰（第８条・第９条）
第３節　その他の表彰（第10条・第11条）
第３章　副賞（第12条）
第４章　表彰の上申（第13条・第14条）
第５章　表彰の審査等（第15条・第16条）
第６章　雑則（第17条―第19条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、奈良県警察における表彰とその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　表彰の種類等

第１節　本部長表彰

（表彰の種類）

第２条　警察本部長（以下「本部長」という。）が行う表彰は次のとおりとする。

(1)　警察功績章

(2)　賞詞

(3)　賞状

(4)　賞誉

(5)　感謝状

（警察功績章）

第３条　警察功績章は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する職員が退職するときに授与する。ただし、既に警察功績章以上の表彰を受けたことのある者又は過去１年以内に懲戒処分を受けたことのある者は除く。

(1)　30年以上警察に在職した警視又は警部及びこれらに相当する一般職員

(2)　30年以上警察に在職した警部補以下の警察官及びこれに相当する一般職員で、警察庁長官の賞詞又は管区警察局長及び本部長の行う優秀警察職員表彰を受けたことのある者

(3)　前各号に掲げるもののほか、警察功績章を授与することが相当と認められる者

（賞詞）

第４条　賞詞は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて警察職員として多大な功労があると認められる者に対して授与する。

(1)　犯罪の予防又は鎮圧

(2)　犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

(3)　人命の救助

(4)　水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護

(5)　警察上の発見、発明、改善又は研究

(6)　警察上重要な事務の処理又は職務の執行

(7)　他の模範と認められる優秀な勤務実績

(8)　満20年勤続又は満30年勤続

(9)　20年以上良好な成績で勤続して退職する場合（前条の規定に該当する者を除く。）。ただし、死亡による退職の場合の勤続の期間は、10年以上とする。

(10)　前各号に掲げるもののほか、賞詞を授与することが相当と認められるもの

（賞状）

第５条　賞状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて顕著な業績があると認められる警察本部の部、課、所、隊若しくは学校若しくは警察署又は捜査本部その他業務処理上設置された組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

(1)　犯罪の予防又は鎮圧

(2)　犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

(3)　水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護

(4)　業務の成績優秀

(5)　前各号に掲げるもののほか賞状を授与することが相当と認められるもの

（賞誉）

第６条　賞誉は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて、警察職員として功労があると認められる者又はその業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。

(1)　警察職員に対する賞誉

ア　第４条第１号から第６号までに掲げる事項

イ　優良な実務成績

ウ　おおむね10年以上良好な成績で勤続して退職する場合（第４条第９号の規定に該当する者を除く。）。ただし、死亡による退職の場合の勤続の期間は、おおむね５年以上とする。

エ　アからウまでに掲げるもののほか、賞誉を授与することが相当と認められるもの

(2)　部署に対する賞誉

前条各号に掲げる事項

（感謝状）

第７条　感謝状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて功労があると認められる奈良県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察職員以外の者若しくは団体（以下「部外者」という。）に対して授与する。

(1)　犯罪の予防又は鎮圧

(2)　犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

(3)　人命の救助

(4)　水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護

(5)　前各号に掲げるもののほか、警察又は警察職員に対する協力で、感謝状を授与することが相当と認められるもの若しくは長期間（おおむね10年以上）警察業務に協力し、その功績が顕著なもの

第２節　部長及び所属長の表彰

（部長の行う表彰）

第８条　警察本部の部長（以下「部長」という。）は、主管事務について第６条に規定する賞誉に次ぐ功労があると認められる警察職員又は優れた業績があると認められる部署に対して、賞を行うことができる。

２　部長は、前条に規定する感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に、感謝状を授与することができる。

（所属長の行う表彰）

第９条　警察本部の課長、所長、隊長及び学校長並びに警察署長（以下「所属長」とい

う。）は、功労があると認められる所属の警察職員に対して賞を行うことができる。

２　警察署長は、第７条又は前条第２項に規定する感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に感謝状を授与することができる。

第３節　その他の表彰

（即賞）

第10条　本部長は、主として初動的な警察活動に当たって、職員に特に顕著な功労があり、速やかに賞揚する必要があると認めるときは、別に定めるところにより当該職員に即賞を授与することができる。

（競技会等の表彰）

第11条　本部長又は部長若しくは所属長は、その主催する各種競技会等において優秀な成績を収めた職員若しくは部署又は部外者に対して、その会長名をもって表彰を行うことができる。

第３章　副賞

（副賞の付与）

第12条　第４条から第８条までに規定する表彰並びに第９条に定める表彰のうち学校長及び警察署長の行う表彰には、別表第１に定める範囲内において賞金その他の副賞を付与することができる。

第４章　表彰の上申

（上申手続）

第13条　所属長は、第３条から第７条までに規定する功労又は業績（第３条に定める警察功績章については、同条第１号及び第２号に掲げる者に限る。）があると認めるときは、その表彰の種類に応じ、別記様式第１号から第７号までに定める上申書により、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経由して本部長に表彰の上申を行うものとする。ただし、部署に対する表彰の上申については、原則として被表彰事案を主管する部長が行うものとし、表彰事案が２以上の部の所管事項に関連するときは、関係する部長が協議して行うものとする。

２　第８条に定める表彰の上申手続については、前項本文の規定を準用する。この場合において、前項本文中「第３条から第７条まで」とあるのは「第８条」と、「警務部監察課長」とあるのは「表彰事案を主管する警察本部の課長」と、「本部長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

３　第９条に定める表彰の上申手続については、所属長が定めるものとする。

（副申等）

第14条　前条第１項に規定する表彰の上申のうち、第４条、第６条（部署に対して授与

する場合を除く。）及び第７条に規定する表彰の上申は、表彰事案を主管する警察本部の課長（次項において「主管課長」という。）を経由して行うものとする。

２　前項の規定による上申を受理した主管課長は、当該上申内容について検討し、その表彰の種類に応じ、別記様式第８号から第10号までに定める副申書を作成し、上申書とともに監察課長に送付するものとする。

第５章　表彰の審査等

（審査）

第15条　表彰の適正を期すため、本部長が必要と認める表彰事案については、部長会議（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。以下「処務規程」という。）第11条の２に定めるものをいう。）において審査を行うものとする。

（審査基準）

第16条　次の各号に掲げる表彰の審査基準は、別表第２「優秀警察職員表彰等の審査基準」のとおりとする。

(1)　第４条第７号の規定による優秀警察職員表彰

(2)　第４条第８号の規定による永年勤続警察職員表彰

(3)　第４条第９号及び第６条第１号ウの規定による退職警察職員表彰

(4)　第６条第１号イの規定による優良警察職員表彰

２　前項各号に掲げる表彰以外の表彰の審査基準は、別表第３「事件功労等の表彰審査基準」のとおりとする。ただし、事案が特殊又は異例で表彰審査基準により難い場合は、別に審査する。

第６章　雑則

（死亡又は退職時の表彰）

第17条　表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うものとする。

２　前項の表彰のうち死亡時の表彰は、遺族に交付して行い、その遺族の範囲及び順位については奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号）第２条の２の規定の例による。

（表彰の中止）

第17条の２　表彰を受ける者が表彰前に受賞者としてふさわしくない行為等があったときは、表彰を行わないことがある。

（表彰状の様式）

第18条　第３条から第７条までの規定による本部長表彰に用いる表彰状は、別記様式第11号のとおりとする。ただし、奈良県警察学校規程（平成13年10月奈良県警察本部訓

令第17号）第21条の規定に基づく表彰状の様式は、同規程に定めるところによる。

２　第８条及び第９条の規定による部長及び所属長の表彰に用いる表彰状は、別記様式第12号のとおりとする。

３　第11条の規定による競技会等の表彰に用いる表彰状は、別記様式第13号のとおりとする。

（記録）

第19条　監察課長は、本部長表彰以上の表彰が行われたときは、別記様式第14号の表彰台帳に所定事項を記録しておかなければならない。

２　警察本部の各部の庶務を担当する課の長は、部長表彰を行った都度別記様式第15号の表彰台帳に所定事項を記録しておかなければならない。

３　所属長は、表彰を行った都度、警察本部の課長、所長、隊長及び学校長にあっては前項に準じ、警察署長にあっては進退録（処務規程第39条に定めるものをいう。）に、それぞれ所定事項を記録しておかなければならない。

附　則

この訓令は、昭和49年11月１日から施行する。

附　則　（昭和50年２月28日本部訓令第１号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、昭和50年３月１日から施行する。

附　則　（昭和55年３月10日本部訓令第１号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則　（昭和55年８月25日本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和58年４月１日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則　（昭和59年12月６日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和59年12月６日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附　則　（昭和61年12月19日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和61年12月19日から施行し、この訓令による改正後の奈良県警察表彰取扱規程の規定は昭和61年10月１日から適用する。

附　則　（昭和62年３月30日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則　（平成元年５月22日本部訓令第６号）

この訓令は、平成元年５月22日から施行し、〔中略〕平成元年３月24日から適用〔中

略〕する。

附　則　（平成４年５月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成４年５月18日から施行し、平成４年３月13日から適用する。

附　則　（平成８年11月20日本部訓令第19号）

この訓令は、平成８年12月１日から施行する。

附　則　（平成10年２月25日本部訓令第４号）

この訓令は、平成10年３月１日から施行する。

附　則　（平成10年５月27日本部訓令第12号）

この訓令は、平成10年５月27日から施行する。

附　則　（平成11年２月12日本部訓令第１号）

この訓令は、平成11年２月12日から施行する。

附　則　（平成13年３月30日本部訓令第４号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　（平成17年８月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年９月１日から施行する。

附　則　（平成26年２月28日本部訓令第８号）

この訓令は、平成26年２月28日から施行する。

附　則　（平成30年12月３日本部訓令第16号）

この訓令は、平成30年12月３日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和４年３月14日本部訓令第４号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年３月15日から施行する。

（別表等省略）